

水戸市動物の愛護及び管理に関する条例

令和元年 12 月 23 日

水戸市条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物の福祉の向上を推進するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、この条例の目的を達成するため、市民及び関係団体との協働により、動物の愛護及び管理に関し必要な施策を実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、動物が命あるものであることを認識してその愛護に努めるとともに、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(動物の所有者等の遵守事項)

第 4 条 動物の所有者又は飼養若しくは保管(以下「飼養等」という。)を業として行う者(以下「所有者等」という。)は、動物の飼養等に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じて、適切に餌及び水を与えること。
- (2) 動物の健康状態に常に留意し、必要に応じて獣医師による治療その他の動物の健康を保持するための措置を講ずること。
- (3) 動物の種類、習性等を考慮した適切な飼養施設(動物の飼養等をするための施設をいう。以下同じ。)を設けること。
- (4) 動物のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等を適切に処理し、飼養施設の内外を常に清潔に保つこと。
- (5) 飼養等を行う動物の数は、適正な飼養等が可能な範囲内とすること。
- (6) 公共の場所又は他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷しないようにすること。
- (7) 飼養等を行う動物が逸走した場合は、自らの責任においてこれを搜索し、収容すること。

2 動物の所有者等は、あらかじめ、災害時における動物の適正な飼養等を図るために必要な措置として規則で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

(犬の所有者等の遵守事項)

第 5 条 犬の所有者等は、前条に規定する事項のほか、犬の飼養等に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する場合を除き、犬が逸走し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害

を加えないよう、係留等(綱、鎖等により固定された物につなぎ止め、又はおり若しくは柵等による囲いの中で飼養等をするをいう。以下同じ。)をすること。この場合において、その係留等に使用する道具の種類、囲いの方法等については、犬の種類、形態、性状等に応じた適切なものとする。

ア 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他の使役犬をその目的のために使用し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を加えるおそれのない場所若しくは方法で訓練する場合

イ 犬を制御できる者が、綱、鎖等により確実に保持して移動させ、又は運動させる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、規則で定める場合

(2) 人に迷惑を及ぼすことがないよう、適正なしつけをすること。

(3) 犬の種類、形態、健康状態等に応じて、適正な運動をさせること。この場合において、その犬にかみ癖があるときは、口輪をかけることその他の適切な措置を講ずること。

(4) 人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがあるものとして規則で定める犬(以下この号において「特定犬」という。)にあっては、飼養等をしている場所又はその周辺の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、特定犬の飼養等をしている旨を表示すること。

(猫の所有者等の遵守事項)

第6条 猫の所有者等は、第4条に規定する事項のほか、当該猫を屋内において飼養等をするよう努めなければならない。

2 猫の所有者等(第1号に掲げる措置にあっては、所有者)は、やむを得ない事情により当該猫を屋内において飼養等をするができないときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 生殖を不能にする手術その他の当該猫がみだりに繁殖することを防止するための措置

(2) 首輪又は名札の装着その他の当該猫に所有者等がいることを明らかにするための措置

(所有者等のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項)

第7条 所有者等のいない猫に繰り返し餌を与える者は、周辺的生活環境を保全するために必要な措置を講じ、近隣住民等に迷惑を及ぼすことがないよう努めなければならない。

(犬又は猫の多頭飼養の届出)

第8条 犬又は猫の所有者等(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。))第12条第1項第4号に規定する第1種動物取扱業者、法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者その他規則で定める者を除く。)は、一の飼養施設において飼養等を行う犬若しくは猫(いずれも生後90日以内のものを除く。)の数又はこれらの数を合計した数(次条第2項において「飼養数」という。)が10以上となったときは、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第9条 前条の規定による届出をした者(次項及び次条において「多頭飼養者」という。)は、当該

届出の内容に変更(規則で定める軽微な変更を除く。)があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 多頭飼養者は、当該届出に係る飼養等を廃止した場合又は飼養数が10未満となったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(助言又は指導)

第10条 市長は、多頭飼養者に対し、飼養等を行う犬又は猫の健康及び安全を保持し、又は周辺的生活環境を保全するために必要な限度において、施設の構造及び飼養等の方法について助言又は指導を行うことができる。

(事故届)

第11条 動物(哺乳類、鳥類及びは虫類に属するものであって、法第26条第1項に規定する特定動物以外のものに限る。以下この条、次条及び第14条第1項において同じ。)の所有者等は、飼養等を行う動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、その事実を知ったときから24時間以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、その動物が犬であるときは、その犬を獣医師に検診させるとともに、その結果を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第12条 市長は、動物が人の生命、身体若しくは財産に危害を加えたとき、又は加えるおそれがあると認めるときは、その動物の所有者等(第1号に掲げる措置にあつては、所有者)に対し、次の各号に掲げる措置を命ずることができる。

- (1) 殺処分すること。
- (2) 飼養施設を設け、又は改善すること。
- (3) 係留等をする事又はその方法を改善すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

(係留等をされていない犬の収容等)

第13条 市長は、第5条第1号前段の規定に違反して係留等をされていない犬があると認めるときは、当該職員にこれを捕獲させ、収容することができる。

2 市長は、前項の規定により収容した犬のうち、その所有者等が判明しているものにあつては当該所有者等にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者等が判明していないものにあつては収容している旨を4日間公示しなければならない。

3 第1項の規定により収容した犬の所有者等は、前項の規定による通知を受け取った日又は同項に規定する公示期間の満了の日の翌日までに、当該通知又は公示に係る犬を引き取らなければならない。

4 市長は、前項に規定する期間内にその犬が引き取られないときは、その犬について適正に飼養等をする事ができると認められる者への譲渡その他の方法によりこれを処分することができる。ただし、当該所有者等が、やむを得ない理由により当該期間内に引き取ることができず、かつ、相

当と認められる期間内に引き取る旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでの間は、これを処分することができない。

(立入調査等)

第 14 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、動物の所有者等から必要な報告を求め、又はその職員に動物の飼養施設その他関係する場所(人の住居を除く。)に立ち入らせ、その飼養等の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(動物愛護管理員)

第 15 条 前条第 1 項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第 34 条第 1 項の規定により動物愛護管理員を置く。

(手数料)

第 16 条 法第 35 条第 1 項の規定による犬又は猫の引取りを求める者は、当該引取りの申請をする際に、犬又は猫の引取手数料として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。

(1) 市長が指定する場所において生後 91 日以上の子犬又は子猫を引き取る場合
1 頭又は 1 匹につき 4,000 円

(2) 市長が指定する場所において生後 90 日以内の子犬又は子猫を引き取る場合
1 頭又は 1 匹につき 1,000 円

(3) 市長が指定する場所以外の場所において子犬又は子猫を引き取る場合
1 頭又は 1 匹につき 7,000 円

2 法第 35 条第 3 項において準用する同条第 1 項本文の規定により引き取られた犬若しくは猫又は第 13 条第 1 項の規定により収容された犬の返還を求める者は、当該返還の申請をする際に、犬又は猫の返還手数料として 1 頭又は 1 匹につき 5,000 円を納付しなければならない。

3 既納の手数は、還付しない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 18 条 第 12 条の規定による措置命令に従わなかった者は、6 カ月以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1号前段の規定に違反して犬の係留等をしない者
- (2) 第11条第1項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第11条第2項の規定による検診を怠った者
- (4) 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第20条 第8条又は第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50,000円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑又は過料を科する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に茨城県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年茨城県条例第8号。以下「県条例」という。)の規定(第12条の規定を除く。)により茨城県知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもののうち施行日以後に市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、この条例の相当規定により市長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県条例の規定により茨城県知事に対して行われている届出その他の行為で施行日以後に市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、この条例の相当規定により市長に対して行われた届出その他の行為とみなす。